

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会第34回家きん疾病小委員会及び
第5回高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム検討会概要

- 1 高病原性鳥インフルエンザに対する防疫対応について以下の発言があった。

これまでの防疫対応等の結果から、清浄化が確認された。一方で諸外国からのウイルス侵入に備え、今後も引き続きモニタリング及び報告徴求により、監視を続けていくことが必要である。

モニタリングが有効に機能し、発生後の防疫対応も迅速に実施される等本病に対する現場での防疫対応は充実してきたと評価できる。一方、今回の発生経験を踏まえ、死体等を焼却する施設の調整等、防疫演習等を通じて危機管理体制を確認するなど発生予防や発生時の対応に万全を期すことが必要である。

今回の発生については、防疫の総括や疫学調査チーム報告書が作成されることになっている。これらを都道府県の防疫担当者等に広く配布し、今後の防疫に活用すべき。

- 2 疫学調査チームの調査の状況について以下の発言があった。

感染経路について、これまでの調査から特定することは困難であるものの、今後の本病の発生予防に資するため、疫学調査チーム中間とりまとめを公表することとし、動物実験データ等を更に整理した上で、今秋を目途に報告書を取りまとめること。

うずらの飼養衛生管理が不十分な農場も認められたことから、中間とりまとめに示す提言を踏まえた衛生対策の強化を図ることが薦められた。

分離されたH7亜型のウイルスについては、アミノ酸配列から、うずら集団で感染を繰り返すことにより、うずらに対する病原性を獲得する可能性が示唆されたため、弱毒タイプのウイルスであっても、これまでとおり厳格な対応が必要であることが示された。

これまでに分離されていた4株のほか、2例目の農場の殺処分前のうずらの追加調査で新たに2つのウイルスが分離されたが、いずれも最初に分離されたウイルスと遺伝的に相同であることが確認された。

感染実験の結果、今回のウイルスは鶏やアヒル、ブタ、マウスにも感染することが確認されたが、特段の症状を示すことなく生残した。

- 3 その他
このほか、以下の意見が出された。

今回、愛知県が作成したうずらの飼養衛生管理マニュアルの作成・配布の取り組みは今後の本病の発生予防に資するものと考えられる。国においても今後の本病の発生を未然に防ぐために全国のうずら農家向けのパンフレットを作成・配布するなど、発生の予防等の徹底を図ることが重要である。